

## テロ等準備罪も共謀罪だ

朝日新聞は8月26日付朝刊の一面トップで「共謀罪 要件変え新設案 『テロ等準備罪』国会に提出検討」と報じた。続いて、27日にかけて全マスコミが一斉に同様の記事を報じた。

菅官房長官は26日昼の記者会見で「懸念が根強いことも踏まえて法案の国会への提出は慎重に検討する」考えを示した。法務省はすでに法案をまとめており、9月招集臨時国会に、装いを変えた共謀罪提出が狙われているのは間違いない。

共謀罪法案（組織的犯罪処罰法改正案）は2003年初めて国会に提出され、以後、2009年までの間に、計3度提出されすべて廃案になった。当時国会に提出された共謀罪法案（旧法案）は、法定刑が死刑、無期若しくは長期4年以上の懲役あるいは禁錮刑の罪に当たる行為について、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀」することを犯罪として処罰しようとするものだった。600を超える行為（前回国会提出の当時）について合意だけで処罰するものであり、市民運動や労働組合、会社組織なども含めてとめどなく処罰対象が広がる、思想処罰と紙一重の現代の治安維持法などと批判されて繰り返し廃案となった。

では、要件が変わったというテロ等準備罪（新法案）はどこが共謀罪と変わったのか。

法務省は、新法案を組織犯罪準備罪と呼んでいるが、その要件を

「①対象となる犯罪は、限定されている

- (1) 「組織的犯罪集団である団体」の活動として行われる犯罪であること
- (2) 犯罪の実行のための「組織」により行われる犯罪についての計画であること
- (3) 重大な犯罪（懲役・禁固4年以上の刑を科すことができる犯罪）であること

② 計画は、具体的・現実的な計画でなければならない

③ 計画に加えて、計画した犯罪の準備行為が行われることが必要」

と整理した上で、

「今回新たに

- ・「団体」を組織的犯罪集団に限定し
- ・③の要件を付加」

と説明している。

つまり、法務省の説明にしたがっても、「組織的犯罪集団である団体」が限定にならず、「犯罪の準備行為が行われること」が新たな要件になっていないなら、旧法案に対する批判がそのまま新法案に妥当することになる。

旧法案では「共謀」と表現されていたものが、新法案では「計画」と表現されている。しかし、この変更が犯罪の成立要件の変更であるとは説明されていないから、法務省は「共謀」も「計画」も同じだと考えているのだろう。

「組織」により行われる犯罪の計画だけを処罰すると言っても、2人以上の間で行為の共謀があるとされれば、そこには行為に向けた「組織」が存在することにされてしまうか

ら、「組織」が何のしほりにもならないのは旧法案と同じだ。

法務省のいう「重大な犯罪（懲役・禁固4年以上の刑を科すことができる犯罪）」も旧法案と変わらない。これは、公衆便所の落書き（建造物損壊）や万引き（窃盗）をはじめとして、2005年1月1日時点で614、同年4月1日には615（国会で質問された政府委員はどんな行為が増えたか答えられなかった）、同年10月21日には619あるとされた。その後も、長期4年以上の懲役あるいは禁固刑の罪に当たる行為はどんどん増えていき、現在では700近くに及ぶ行為に共謀罪が成立すると言われている。公衆便所の落書きや万引きがテロ準備か。

また、「計画は具体的・現実的な計画でなければならない」というけれど、「漠然とした相談」「意気投合した程度」と「具体的・現実的な計画」は程度の問題だ。前者と後者をはっきりと区別することなど不可能だ。さらに、法務省自身が、目くばせでも十分共謀が成立する場合があると国会で答弁している。

では、「組織的犯罪集団である団体」は限定になっているか。新法案によれば「組織的犯罪集団」とは、その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁固の刑が定められている罪等を実行することにある団体だ。しかし、例えば公衆便所の落書きや万引きの相談をした者同士の間では、その相談を始めたことで、公衆便所の落書きや万引きをするという共同の目的を基礎とする結合関係ができたことにならないか。つまり、700近いという、長期4年以上の懲役若しくは禁固の刑が定められている行為の相談をすれば、そのことだけで相談者同士が自動的に組織的犯罪集団にされてしまう可能性があり、「団体の活動」を「組織的犯罪集団の団体の活動」としてみたところで、結局、何の限定にもなっていない。

次に、「犯罪の準備行為が行われること」は新たな要件として意味があるか。この準備行為について、法務省は「予備罪の予備のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要性はなく・・・犯罪についての許画について、当該犯罪が現実に実行される可能性が高まった」と認められればよい、としている。当該犯罪が現実に実行される可能性が高まったかどうかは、捜査機関が判断する。何が「犯罪の準備行為」とされるかは捜査機関の恣意に委ねられているということだ。共謀したとされる者が「がんばろうね」と声をかけあう（何をがんばるのか分からないが）とか、ATMでお金をおろす（何のためのお金か分からないが）とか、捜査機関は思いのままに「準備行為」を選ぶだろう。

法務省がいう、新たな限定や要件は、何の限定にもなっていないし、新たな要件としての意味もない。結局、旧法案も新法案も法律的にはその内容に変わりはない。テロ等準備罪といい、あるいは組織犯罪準備罪といっても名前を変えただけの共謀罪だ。

それだけではない。今では、かつて旧法案が廃案になった当時にはなかった、大改悪された盗聴法や司法取引制度がある。これらに加えて共謀罪が成立すれば、冗談も言えない社会、人が人を信用できなくなる社会が現実のものになりかねない。また、今では、与党は改憲発議可能の議席を手にして、この秋から改憲に向けて動き出そうとしている。共謀

罪が成立すれば、改憲反対運動の弾圧に猛威をふるうだろう。

共謀罪新法案を国会に提出させてはならない。